

追加議案一覧表

第28号議案	瀬戸市個人情報保護条例の一部改正について……………	1
第29号議案	瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について……………	4
第30号議案	令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第1号）…	別冊
第31号議案	令和3年度瀬戸市一般会計補正予算（第16号）……………	別冊
第32号議案	令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊

4 年市長提出第 2 8 号議案

瀬戸市個人情報保護条例の一部改正について

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年瀬戸市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。</u>）により特定の個人を識別することがで</p>

<p>と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ <省略></p> <p>(2)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条</u>に規定する個人情報</p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>きるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ <省略></p> <p>(2)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報</p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定に伴い、瀬戸市個人情報

保護条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 2 9 号議案

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の育児休業に関する条例（平成 4 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>⑦</u> その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>⑦</u> 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</p> <p><u>⑧</u> その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの</p>

が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

㉒ <省略>

イ及びウ <省略>

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) <省略>

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 <省略>

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出を

が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

㉓ <省略>

イ及びウ <省略>

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) <省略>

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 <省略>

したことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正の内容を考慮し、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるに当たり、瀬戸市職員の育児休業に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。